事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
7　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
8　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
第117条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
十一　第107条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第119条の２　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
四　第107条第６項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
第119条の３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
五　第107条第８項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
八　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで若しくは第７項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第八十四の次に次の１様式を加える。
様式第84の２（第133条の２関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証

独立行政法人製品評価技術基盤機構

写真

押出スタンプ

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜すい

第107条
4　経済産業大臣は、第１項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
14　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第122条の５において「機構」という。）に、第４項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第５項の規定による立入検査を行わせることができる。
第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
八　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで若しくは第７項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者